

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員 本 木 忠 一
宮城県監査委員 太 田 稔 郎
宮城県監査委員 成 田 由加里
宮城県監査委員 吉 田 計

令和2年度宮城県内部統制評価報告書審査意見書について

「宮城県監査委員監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

1 審査の対象

「令和2年度宮城県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点及び実施内容

宮城県知事が作成した令和2年度宮城県内部統制評価報告書について、宮城県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、といった観点から審査を実施した。

審査は「宮城県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

3 審査の結果及び所感

令和2年度宮城県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果における記載は概ね相当である。

なお、今回の評価の過程で以下1件の「運用上の重大な不備」が認められ、是正されたとある。

- ・宮城県啓佑学園の過誤調整に伴う給付費返還

本案件は、「運用上の不備」と評価しているが、指定管理におけるリスクの識別、評価及びその対応策が整備されていなかったことに起因し、「整備上の不備」とすることが適切と考える。今後、今回の案件のようなことがないように、指定管理等権限と責任の所在が異なる業務や委託事業、補助事業に内在するリスクについて対応策を整備し、モニタリングが適切に行われるよう対応を図りたい。また、主な事務についてリスクを可視化する業務フロー図の作成と活用を進められたい。

なお、すでに実施した定期監査等（令和2年度内及び令和3年4月から8月まで実施）では、「整備上の不備」及び「運用上の不備」が多数散見されている状況である。リスクとして認識されていない、不備の発生に気づかないなど、適正なリスク評価が行われていれば、防げたであろうものも見受けられる。また、「知識不足」「連携不足」「進行管理不足」から同じミスが繰り返され、複数の所属で同様のミスが発生するなど、「運用上の不備」も多く見られる。本県独自の取組として、自主・自律的な内部統制の定着を図るため、みやぎファインプレーポイントやマルチアングルゼミナールを実施しており、さらに良好な取組を組織横断的に拡大すること等により、なお一層効果が発揮されるよう期待したい。

全国に先駆けて内部統制に取り組んできた本県は、ガイドラインに示されている6つの基本要素について、既に全庁的な体制が概ね整備されている状況にある。そのため、今後はガイドラインからさらに踏み込んで、モニタリングを強化し、実際の業務に対して内部統制が浸透しているか、有効に機能しているかといった観点で評価が実施されるよう検討されたい。